

将来の施設更新・耐震化に向けた工業用水道事業者の経営状況と今後の財源確保について

- 以下のことから、減価償却費のみでは財源が不足
 - a) 工業用水道施設は法定耐用年数(平均45年)が長いことから、建設当時と比べて更新時の物価上昇率が高い(初期建設時期(1960年代)と比べて、約5.4倍上昇)
 - b) 施工環境悪化、高機能化(耐震化等)などにより施工費用が増加している(過去の実績等により約1.2倍上昇)
 - c) これまで交付した国庫補助金分(総額6,000億円)は、みなし償却として料金中の減価償却に含めていない
- 工業用水道事業開始にあたり建設した施設の財源は、その大部分を企業債等借入金で賄っており、料金で回収した減価償却費は、企業債の償還財源に充当していることが多いため、内部留保が出来ていない。(現在、約7割の事業にて、欠損金、もしくは1億円未満しか内部留保できていない)
- 一方、現行の算定要領では、総括原価の中に「事業報酬」として、自己資金による建設改良投資額に過去10年間の政府債平均利率を乗じた分を含め、これを企業債の償還財源とすることを認めているが、実際、自己資金の活用は限定的であり、「事業報酬」を料金に見込むことが困難なため、「事業報酬」では内部留保出来ない。
- 今後必要となる施設の更新・耐震化の財源不足を、全額企業債による借入金で賄うと将来の支払利息が大幅に増加し、結果として料金水準の上昇を招いてしまう。



将来の施設の更新・耐震化にあたり、事業者及びユーザ一企業の負担を最小とするため、必要に応じて「資産維持費」を導入できるようにする

検討課題1. 資産維持費導入のための整理

●「資産維持費」とは

将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持できるよう、関連する施設の建設、改良、再構築等に充当する費用

※「企業債の償還」は、減価償却費との二重回収や赤字補填となり得るので対象外とすべきとの意見あり。

●「資産維持費の意義」

必要となる施設の更新・耐震化に財源不足が発生する場合、企業債による借入金だけでは将来の支払利息が増加し、結果として料金水準の上昇を招いてしまうため、それよりも安価な料金水準となるよう、工事前から料金に含めて内部留保し財源に充てることで工事の総費用を抑制することが可能となり、また、前もって徴収した資産維持費を利益剰余金として総括原価から控除することで料金単価の平準化を図り、更には更新・耐震化を促進することにより、地震等災害発生時の工業用水道施設の被害を低減するため、企業の間接的被害を抑えることである。

●「資産維持費の導入」

各工業用水道事業の経営状態を明らかにすることから始まるため、事業者により、

- ① 不断の経営効率化努力と経営状態の公開
- ② 適正かつ効率的・計画的な更新・耐震化計画と資金計画の策定
- ③ 更新・資金計画及び料金改定について受水企業へ説明と理解を得ることを前提とする。

●「資産維持費の運用」

各事業の背景や運営状況(経営面、施設面)が様々であり、必要となる更新・耐震化も将来の工業用水需要を踏まえ事業毎で異なることから、必要となる資金源確保の一策として導入するか判断されるもの(料金制度の柔軟化)であり、今回の算定要領改正により、一律に導入、あるいは料金改定を行わせるものではない。

●「資産維持費の算定」

全国一律の資産維持率を定めるものでなく、各事業の更新・耐震化計画を踏まえた、適正な資金計画に基づき、算出される。